



マグマシティPRキャラクター
火山の妖精 マグニョン



令和8年5月8日から 受付開始

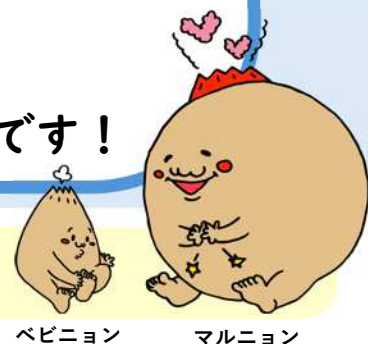
子育て世帯の住替えを支援します

新築住宅の補助は終了しました!

🌸 住宅取得は**既存住宅のみが対象**です!

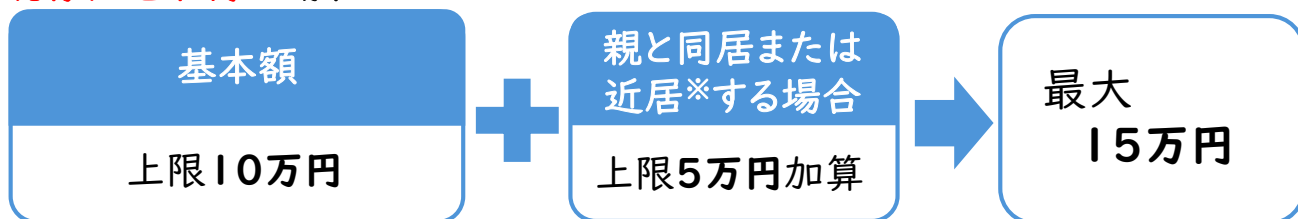
🌸 **令和8年4月1日以降**に

売買または賃貸契約をした住宅が対象です!



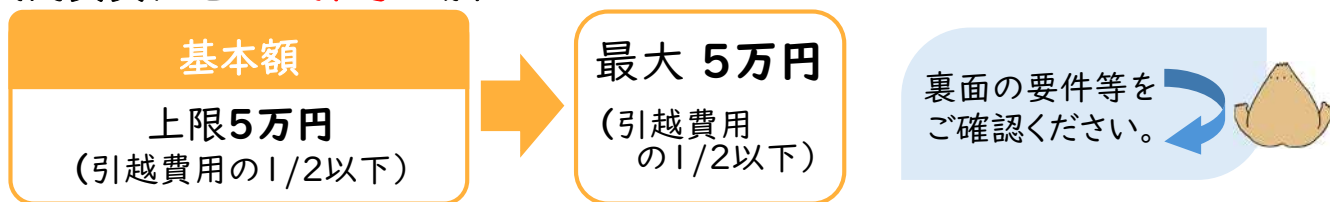
1. 補助額

① 既存住宅取得の場合



※近居(2 km以内)

② 民間賃貸住宅への**引越**の場合



2. 金融機関による優遇措置

本補助制度を利用すると、さらに金融機関の優遇措置が受けられます。

優遇内容の詳細は、
ご利用の金融機関へ
お問い合わせください

- 【フラット35】地域連携型を利用する場合の金利引下げ
- 優遇措置がある金融機関

奄美大島信用金庫

鹿児島銀行

鹿児島興業信用組合

鹿児島信用金庫

鹿児島相互信用金庫

九州労働金庫

JAいぶすき

JA鹿児島みらい

JAさつま日置

南日本銀行

五十音順

3.補助制度の主な要件

※その他の要件や詳細については、市ホームページでご確認ください。



①と②の両方を満足する必要があります。

①共通要件

世帯	・18歳未満の子どもがいる世帯または妊娠している方がいる世帯 ・鹿児島市内（本市に住民票があること）
住替後	・一定の床面積がある住宅（例：夫婦と中学生2人の場合、50㎡以上） ・建築確認における検査済証が交付されている住宅 ・新耐震基準（昭和56年6月以降に着工等）を満たす住宅 ・立地適正化計画における居住誘導区域内

②住替別要件等（令和8年4月1日以降に契約したものが対象、転居後5か月以内に交付申請が必要です）

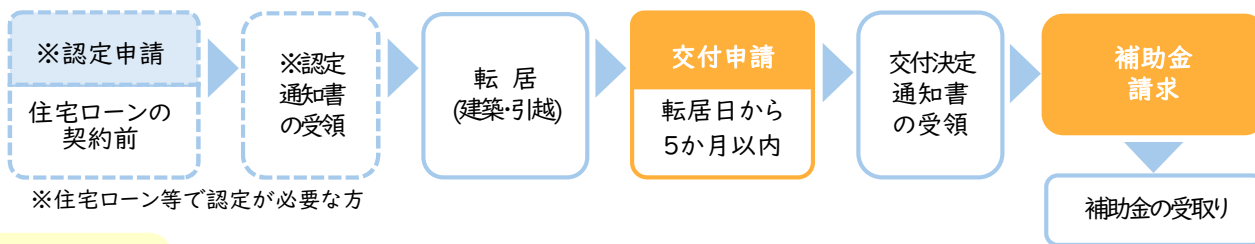
既存住宅取得の場合	・建設工事完了から1年が経過した住宅、または既に人が居住したことがある住宅 ・従前の所有者が親族でないこと
民間賃貸住宅への引越の場合	・かごしま団地みらい創造プランの対象団地内又は鹿児島市中心市街地活性化基本計画の中心市街地内の住宅 ・所有者が親族でないこと ・公的賃貸住宅（公営住宅やUR等）でないこと

注）省エネ法改正(R7.4)から一定期間が経過したことから、新築住宅取得の補助を終了しました。なお、既存住宅については、空家解消等の課題解決に向けて、引き続き補助を実施します。

4.申請手続き

補助金の交付申請については、**転居後5か月以内の申請**が必要です。

市ホームページで申請書等をダウンロードし、必要書類とあわせて申請先へ提出してください。なお、住宅ローン等で認定通知書が必要な方は、住宅購入のローン契約前に認定申請を行ってください。詳しくは、市ホームページでご確認いただくか、申請先へお問い合わせください。



申請先

住宅課の窓口、メールにて受付します。各支所では受付けておりません。

窓 口：鹿児島市役所 東別館4階 住宅課 住まい計画係
住 所：〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号
電話番号：099-216-1363
メー ル：juta-keikaku@city.kagoshima.lg.jp



メールアドレス

受付期間

令和8年5月8日（金）から 令和9年2月5日（金）（必着）まで

8時45分～12時、13時～16時30分（土日祝、年末年始は除く）
申請順に受付を行い、予算に到達した場合は受付を終了します。
※5月8日に申請者多数の場合は、抽選とします。
（抽選の場合、メール受付は5月8日16時30分まで）

詳しくは、市ホームページでご確認ください。

